

## 家屋を新・増築、取壊したときや、土地利用形態を変更したときはご連絡を

家屋(建物)や土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。町では、新・増築家屋や取壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うため、次のようなときはご連絡をお願いします。

### ○新・増築をしたとき

住宅、店舗、車庫、物置などの家屋を新築した方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日を相談のうえお伺いします。

### ○取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取壊した方は、翌年度から取壊した家屋の固定資産税が課税されなくなります。土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。

すでに法務局(登記所)に取壊しの登記手続きをされた方は、連絡の必要はありません。

※取壊し時期によりそのまま課税される場合があります。

### ○土地の利用形態を変更したとき

土地の全部または一部の用途を変更した(駐車場にした、太陽光発電設備を設置した等)場合は、土地の税額が変わることもありますので、ご連絡ください。

☎税務課課税班 ☎84-1212

## 千葉県市町村交通災害共済に 加入しましょう

千葉県市町村交通災害共済は、みなさんの会費で支えあう助け合いの見舞金制度です。万一の事故に備え、ご家族そろって加入しましょう。

年会費 700円

共済期間

9月1日から翌年の8月31日までの1年間(途中加入もできます。)

見舞金の対象となる事故

自動車やオートバイなどによる人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故  
見舞金の額

①死亡

150万円

②障害(入院・通院実日数に応じて)

2万円～50万円

③身障(身体障害等級1級または2級)

50万円

④交通遺児

遺児1人につき10万円

申込と受付

各地区の行政総務員を通じて、パンフレットと申込書が配布されますので、会費を添えて行政総務員へお申

込ください。

また、環境防災課でも

受付しています。

◎請求に必要な書類

必要書類	見舞金種別	傷害	死亡	身障	交通遺児
会員証(集団加入は不要)		○	○	○	○
交通事故証明書等※		○	○	○	○
診断書(交通災害共済用)※		○			
死亡診断書または死体検案書			○		○
身体障害者手帳				○	
身体障害者診断書の写し				○	
戸籍簿					○
印		○	○	○	○

※交通事故証明書や診断書は、原本を持参してください。なお、その他の書類が必要となる場合があります。

☎(84)1216  
申問 環境防災課防災班

## 平和を仕事にする 自衛官募集

募集種目	資格	受付期間
自衛官候補生(男子)	18歳以上 27歳未満の方	年間を通じて受付
自衛官候補生(女子)	18歳以上 27歳未満の方	7月1日(金)～ 9月8日(木)
一般曹候補生	18歳以上 27歳未満の方	7月1日(金)～ 9月8日(木)
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満の方	7月1日(金)～ 9月8日(木)

☎自衛隊成田地域事務所

☎0476-22-6275

自衛官募集ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/>

## 消費生活 なび NO.75

## 熊本地震に便乗した 不審な電話や訪問に 注意を!

熊本地震に関連して、義援金等を求める不審な訪問や電話に関する相談が寄せられています。義援金等を募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得したうえで寄付しましょう。

不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があっても断ってください。また、金銭を要求されても決して支払わないでください。

(国民生活センター HP) <http://www.kokusen.go.jp>

☎消費生活相談室 ☎84-1233

※お掛け間違いのないようお願いします。